R5.6

**令和５年６月から申請要件が変わりました**

逗子市在宅高齢者紙おむつ等支給事業　　※現物支給です

**１　対象高齢者**

（１）要介護認定が要介護３・４・５で市内に住所（住民票）がある65歳以上の人

（２）同居者を含め世帯全員が市区町村民税**非課税**の人

（３）排せつに支障があって紙おむつ等を現在使用している人

※常時失禁状態。安心のためまたは漏らすかもしれない等の理由では支給対象となりません

（４）在宅（有料老人ホーム、グループホーム含む）の人

（５）介護保険料を滞納しておらず、給付制限を受けていない人

対象高齢者の要件（１）～（５）をすべて満たした上で、次のA～Cの要件を確認してください。

A本人（対象高齢者）の世帯全員が非課税

B本人（対象高齢者）と同居の家族の世帯全員が非課税

C本人（対象高齢者）を扶養控除の対象としている家族（生計同一世帯）の

世帯全員が非課税

A,B,C　すべてはい　　　　　　　　　　　　　　A,B,Cのうち、**ひとつでもいいえ**

※BとCは該当の家族がいる場合

申請できます　　　　　　　　　　　　**申請できません**

※住民票上住居表示の番地が同じ場合、二世帯住宅や住民票上の世帯が別であっても「同居」とみなします。二世帯住宅や離れの場合は、玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別、３か月以上光熱水費の支払いが別、健康保険の扶養となっていない場合（家の図面コピーや光熱水費の支払いの名義が別であることがわかるもの及び申立書の提出が必要です）、「別居」とみなします。

**２　申請者**（市区町村民税が非課税世帯の人）

1. 対象高齢者の生計同一者（同居者含む）

※対象高齢者を扶養控除の対象としている家族の市区町村民税が課税の場合を除く

（２）対象高齢者に生計同一者がいない場合は、対象高齢者本人

**３　支給限度額**

　　紙おむつ等の月額支給限度額は、次表のとおりです（翌月繰越はできません）。

裏面へ→

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　要介護度 | ３ | ４又は５ |
| 月額支給限度額 | ３，０００円 | ６，０００円 |

**４　市区町村民税課税状況の確認**

　　令和５年１月１日以前より市内に居住している方は、当課で課税状況を確認します。なお、令和５年１月２日以降に逗子市に転入した方や、対象高齢者の生計同一者（対象高齢者を扶養控除の対象としている家族を含む）が市外にお住まいの方は、**家族全員分の令和５年度非課税証明書**を提出してください。非課税証明書は、令和５年１月１日に居住していた市区町村で取得できます。家族全員が非課税の場合のみ対象となります。

　**市区町村民税額が確定していない場合は、支給できませんので必ず市区町村民税の申告をしてください。**

※市区町村民税課税状況を確認する年度は、原則毎年７月の利用分から切り替わります（同居している家族、対象高齢者及び対象高齢者を扶養控除の対象としている家族の世帯の構成員のうち、どなたか一人でも課税された場合は、７月から支給対象外となります）。年度途中で市区町村民税課税世帯となった場合も支給対象外となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所得確認する年度

　申請月：令和５年６月から　→　令和５年度（令和４年分）

　申請月：令和６年６月から　→　令和６年度（令和５年分）

**５　申請方法**

　　「１　対象高齢者」及び「２　申請者」の要件に該当し、紙おむつ等の支給を希望する場合は、「４　市区町村民税課税状況の確認」の内容を確認の上、申請書に必要事項を記入し、市役所１階９番高齢介護課へ提出してください。

申請後次のいずれかに該当した場合は、**支給廃止**になります。廃止申請書を提出してください。

1. 特別養護老人ホーム及び老人保健施設に入所した場合
2. 「１　対象高齢者」及び「２　申請者」の家族のどなたか一人でも課税された場合

年度途中で遡って課税世帯となった場合には、支給済額を返還してもらいます。

要介護度が下がり、要介護２以下となった場合は、自動的に**支給廃止**になります。

※病院に入院した場合は、**支給休止**となりますので変更申請書を提出してください。

６　支給方法

（１）当月申請分を翌月初旬に支給決定後、申請者宛に支給決定通知書と紙おむつ等のカタログを発送します。

（２）毎月10日（土日祝日のときはその前の平日）までに、委託事業者（成玉舎）に直接注文してください。同月の15日～20日頃自宅等指定先に配送します。

（３）注文額が月額支給限度額を超えた場合は、利用者負担となります。直接委託事業者に現金又は振り込みでお支払いください。なお、月額支給限度額に残額が生じても、翌月への繰越はできません。

（４）紙おむつ等の支給について、過度な余剰が発生しないよう原則毎月使い切れる紙おむつ等の品目を選択してください。隔月配送もできます。

事務担当　逗子市高齢介護課高齢福祉係

電話　046-873-1111（代表）

〒249-8686　逗子市逗子５－２－１６